

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（541））
2. 日時：平成29年12月15日 10時00分～12時05分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、角谷安全審査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 プラント管理グループマネージャー
（他3名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、本日の提出資料を用いて、「東海第二発電所 重大事故等対処設備について」及び『東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』のうち、「1.0 共通事項」について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【1.0 共通事項】

- 表1.0.2 重大事故等対策における操作の成立性について、例えば1.16（原子炉制御室の居住性等に関する手順等）の対応手段が「チェン징エリアの設置及び運用」しか記載されておらず、抜けている対応手段があるため、全体を確認し記載を適正化すること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 技術的能力比較表【対象項目：1.0 重大事故等対策における共通事項】